

一般財団法人北秋田市スポーツ協会生涯スポーツ賞表彰規程

第1条 この規程は、一般財団法人北秋田市スポーツ協会(以下「本会」という)が、永年にわたり北秋田市の生涯スポーツの振興に寄与し、その活動が顕著な者に栄誉を顕彰するために必要な事項を定める。

第2条 本会生涯スポーツ賞は、本規程により授与する。

第3条 生涯スポーツ賞は、毎年度次の各号に該当する者の中から選考する。

- (1) 喜寿(満77歳)以上で、自らの力でスポーツの楽しさを味わうことのできる者。
- (2) 自らの力で練習計画を立てたり、基本技術を習得している者。
- (3) 自発的・自主的に活動に参加し、組織運営能力を持つ者。
- (4) 仲間とともに向上できる者。
- (5) 個や集団の良さを認め、さらに伸ばすことができる者。

第4条 生涯スポーツ賞は、個人賞とし、毎年度別表に定める者の中から選考する。

第5条 受賞候補者の推薦は、次の手続による。

- (1) 本会加盟単位協会長が、本会長あて資料を添えて推薦する。
- (2) 本会長の推薦する者は、直接選考委員会に提示する。
- (3) 推薦提出日は、当該年度の12月20日とする。

第6条 選考委員会は、正副会長、業務執行理事及び理事で構成する。

第7条 第3条の定める基準のほか、特に北秋田市の生涯スポーツ振興に貢献した者には、賞を授与することができる。

第8条 受賞者にふさわしくない行為があるときは、受賞者名簿から除籍する。

第9条 この規程は、本会理事会で変更することができる。

附 則 この規程は、平成27年12月16日から施行し、平成28年1月1日から適用する。
この規程は、平成29年10月25日から施行し、平成29年10月25日から適用する。
この規程は、令和2年10月16日から施行し、令和2年10月16日から適用する。
この規程は、令和3年10月13日から施行し、令和3年10月13日から適用する。

別 表

賞名	対 象	授 与 基 準
生涯スポーツ賞	個 人	市の生涯スポーツの振興(人間性・地域スポーツの環境づくり・組織の運営等)に多大な功績があった者。 - 表彰規程第3条に該当する者とする。 - 加盟単位協会の推薦による。 - 各単位協会1名以内とする。